平成２２年（フ）第２１０号
石川県石川郡野々市町高橋町15番13号　22号棟マンション203号、従前の住所石川県白山市明光３丁目117番地
債務者　大久保健次
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
金沢市粟崎町２丁目37番地３
債務者　飯沼　美知
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５２号
香川県さぬき市長尾東722番地１
債務者　池北　和弘
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２９８７号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目２番17―1204号
債務者　馬渡　昌吾
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３号
福岡市南区若久３丁目13番９―401号
債務者　斉藤　祐二
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４号
福岡市南区若久３丁目13番９―401号
債務者　斉藤香稚子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７９号
福岡市東区水谷１丁目３番８号
債務者　畑　　佳江
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５３号
福岡市城南区友丘４丁目２番19号
債務者　松下　幸治
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５４号
福岡市城南区友丘４丁目２番19号
債務者　松下　松代
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８５号
福岡県大野城市下大利団地37番201号
債務者　安藤亜樹奈（旧姓鳥里）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１４号
福岡市中央区高砂１丁目16番31―507号
債務者　原　　由香
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３２号
福岡市早良区野芥２丁目１番31―603号
債務者　矢賀部大三
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目83―104
債務者　梶田　美里
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９１号
福岡市城南区田島４丁目15番25号
債務者　津上　健一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２６号
福岡県大野城市中央１丁目７番18号
債務者　内藤　義徳
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５９号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼４丁目６番９号
債務者　小林　龍美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０７２号
福岡市南区井尻３丁目17番37―201号
債務者　石堀　明美（旧姓水口）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０８９号
福岡県福津市宮司５丁目14番25―501号
債務者　藤野富美子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部